

○松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和6年3月19日

条例第26号

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、特定児童福祉施設（児童福祉施設のうち、市長の監督に属する助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（同令第6条及び第12条を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 特定児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該特定児童福祉施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該特定児童福祉施設の入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特定児童福祉施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 特定児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をするよう努めなければならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。

4 特定児童福祉施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第5条 特定児童福祉施設の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 特定児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、特定児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続をとることを、特定児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 特定児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所者の食事を調理する者(次項において「調理従事者」という。)につき、綿密な注意を払わなければならない。

5 前項の綿密な注意を払うに当たっては、調理従事者に検便を受けさせなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正)

- 2 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略